

京都市職員共済組合貸付規程の一部を改正する規程を公布する。

平成27年3月31日

京都市職員共済組合
理事長 塚本 稔

京都市職員共済組合規程第2号

京都市職員共済組合貸付規程の一部を改正する規程

京都市職員共済組合貸付規程の一部を次のように改正する。

第14条第3項を削り、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項中「第1項、第2項及び第3項」を「第1項及び第2項」に改め、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項中「第1項、第2項、第4項又は前項」を「第1項から前項まで」に改め、同条第6項を同条第5項とし、同条第7項を同条第6項とする。

第15条第1項中「前条第1項、同条第2項、同条第3項又は同条第5項」を「前条第1項、同条第2項又は同条第4項」に改め、同条第2項中「前条第3項又は同条第6項」を「前条第5項」に改める。

附則第10項（見出しを含む。）中「第14条第4項」を「第14条第3項」に改める。

附 則

この規定は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部厚生課)